

特定施設の構造等変更の趣旨

1 変更の理由

特定施設の構造等の変更が必要となった理由を具体的に記載する。

2 変更部分の概要(箇条書きで記入すること。)

変更部分を具体的に記載する。

- 例 (1) 汚水量の増加 ($\times\times\text{m}^3/\text{日}\rightarrow\bigcirc\bigcirc\text{m}^3/\text{日}$)
(2) 汚水の処理施設の増強 (能力 $\bigcirc\bigcirc\text{m}^3/\text{日}\rightarrow\Delta\Delta\text{m}^3/\text{日}$)
- | | | |
|---|----------------------|------------------------------------|
| ア | $\times\times$ 槽 | \bigcirc 基 $\rightarrow\Delta$ 基 |
| イ | $\bigcirc\bigcirc$ 槽 | \times 基 $\rightarrow\Delta$ 基 |

記入上の留意点

1 水質汚濁防止法第7条の規定に基づく特定施設の構造等の変更届出書を提出するのは、次の事項を変更する場合である。

- (1) 特定施設の構造
- (2) 特定施設の使用の方法
- (3) 特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- (4) 排出水の汚染状態及び量その他総理府令で定める事項
(昭和46年6月19日 総理府通商産業省令第2号第5条)

例 特定施設、汚水処理施設の構造を変更する場合、新たに汚水処理施設を設置する場合、汚水等の処理系統に変更がある場合

2 変更部分については、変更前後を対照した平面図と構造図(概要図)を添付し、変更部分が明確にわかるように色別に記入すること。